

農地転用に係る市街化区域4・5条の届出に添付する書類

●提出および受理通知書の受け渡しは窓口及び郵送にて対応いたします。

添付書類は、届出日より3ヶ月以内に取得した原本を添付してください。

添付書類

1 必ず提出していただく書類

- (1) 土地の登記全部事項証明書 (法務局で発行されたもの。インターネットで取得されたものは不可。)
- (2) 公図 (該当地番を表示。法務局で発行されたもの。インターネットで取得されたものは不可。)
- (3) 案内図 (住宅地図等に場所を明示してください。)
- (4) 現状の写真 (案内図に場所を明示し、必要に応じて多方面から撮影してください。)

2 必要に応じて添付する書類

- (1) 法人の商業登記簿 (4条は届出者が、5条は譲渡人または譲受人が法人の場合に添付。法人名だけでなく代表者氏名もご記入ください。資格証明でもかまいません。)
 - (2) 住民票 (5条届出における譲受人が葉山町に住所がない場合に添付。また、土地の登記全部事項証明書に記載されている所有者の住所が、現住所と異なる場合は、届出の内容を問わず、添付してください)
 - (3) 委任状 (窓口に来られる方または郵送での対応をご希望の方が、届出者と異なる場合。5条届出の場合、譲渡人と譲受人の両方必要となります。)
 - (4) 建物の構造と種類、各階の面積、合計延面積が分かるもの (建築をする場合)
 - (5) 相続人であることを示す戸籍謄本 遺産分割協議書 (相続が発生している場合)
 - (6) 配置図 (転用目的が駐車場や資材置場の場合)
 - (7) その他、農業委員会が必要としたもの
- * 添付書類は、届出日より3ヶ月以内のものを提出ください。
- * 受理通知書の受け取りを郵送でご希望の場合は、配達証明付きの一般書留をご用意ください。
その他の方法には対応いたしかねます。郵送料はお客様のご負担となります。
- * 事業・工事等は、必ず受理通知書を受け取った後、着手してください。
- * 地目変更登記等、法務局の手続きは速やかに行ってください。
- * 来庁される日を事前に電話等でお知らせいただくよう、お願いします。
- * 問い合わせは、葉山町農業委員会事務局 電話 046-876-1111 内線 374